

令和2年4月30日

保護者の皆様へ
生徒の皆さんへ

長崎県立大村高等学校長
原 昌 紀

臨時休業期間の延長および登校日について（お知らせ）

日頃から本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、28日（金）に長崎県教育委員会から「臨時休業期間の延長について」の通知がありました。

このことを受けて、本校では次のとおり登校日を設定し対応することとしましたので、保護者の皆様には、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今後の状況変化による対応の変更がありましたら、随時、本校ホームページやメールメイト等でお知らせいたします。

記

1 臨時休業期間の延長

【変更前】

【変更後】

令和2年5月6日（水）まで ⇒ 令和2年5月10日（日）まで

※11日（月）以降については現時点では未定ですが、下記の登校日には連絡できる見込みです。

※部活動についても、10日（日）までは全面禁止です。

2 登校日について

生徒の皆さんの健康状態や生活・学習状況を確認し、今後の指示を出すため、以下の要領で学年毎に登校日を設けます。当日は健康観察記録表（4・5月分）や指示された課題および1・2年生については「学習の記録」を持参してください。

なお、体調不良等で欠席される場合は、電話連絡をお願いします。

1年生	5月7日（木）	10：00～	2時間程度
2年生	5月7日（木）	13：00～	2時間程度
3年生	5月8日（金）	10：00～	2時間程度